

郵送による寄贈の受付について

郵送による資料の寄贈は、中央図書館で受付しています。その後の取り扱いにつきましては、図書館にご一任いただきます。寄贈受付後の資料の返却は致しかねますのであらかじめご了承ください。

浦安市立図書館管理運営規則 昭和58年1月19日 教委規則第1号

(寄贈及び寄託)

第31条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

- 2 図書館資料の寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、事情により特に図書館が負担することがある。
- 3 寄託された図書館資料の取扱いは、図書館の所有に属する図書館資料の取扱いの例による。
- 4 図書館は、寄託された図書館資料をやむを得ない事由により滅失若しくは紛失し、又は汚損若しくは破損したときは、その責めを負わない。

(昭61教委規則6・平5教委規則1・平9教委規則7・一部改正、平26教委規則11・旧第26条線下、令2教委規則3・旧第27条線下)